



# 中央公民館へ勤労青少年ホームを統合

全世代生涯学習施設及び社会教育の拠点機能の強化を図るため、中央公民館に勤労青少年ホームを統合します。

【勤労青少年とは】勤労者、職業訓練を受けている者又は求職者で35歳未満のもの（郡山市勤労青少年ホーム条例第2条）

## 1 経緯

- 1971（昭和46）年5月、「郡山市勤労青少年ホーム」開館
- 2015（平成27）年4月、東日本大震災により被災した中央公民館、勤労青少年ホーム両施設を合築して再建
- 2015（平成27）年9月、「勤労青少年福祉法」が「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正、勤労青少年ホームに関する規定が削除される。
- 2021（令和3）年5月、1971（昭和46）年5月の勤労青少年ホーム開館より50年が経過、当ホームの用途変更が可能となる。  
※「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）により処分制限期間は50年
- 2024（令和6）年2月に郡山市立公民館運営審議会から、同年8月に郡山市勤労青少年ホーム運営委員会から、中央公民館に勤労青少年ホームを統合するよう提言がある。



### 中央公民館と勤労青少年ホームを統合

#### 効果

勤労青少年世代の福祉の増進や社会教育の向上が図られるとともに、多世代の交流による仲間づくり、地域づくりにつながる。

#### 統合後の運営方針

- ・統合後も公民館事業として勤労青少年事業を継続
- ・全世代型生涯学習において、これまでの勤労青少年事業の対象を35歳以上にするなど柔軟な展開を図る。

### 現行（貸室）

中央公民館	勤労青少年ホーム
第1講義室	第8講義室
第2講義室	第9講義室
第3講義室	第10講義室
第4講義室	調理室
第5講義室	工作室
第6講義室	音楽室
第7講義室	講師控室
第1和室	多目的ホール
第2和室	
第3和室	

### 統合後（貸室）

中央公民館	
第1講義室	第1和室
第2講義室	第2和室
第3講義室	第3和室
第4講義室	調理室
第5講義室	工作室
第6講義室	音楽室
第7講義室	講師控室
第8講義室	多目的ホール
第9講義室	
第10講義室	

**メリット** 統合により施設予約等の手続きが簡素化され、利用者の利便性が向上。

## 2 条例改正

- 以下の条例改正議案を令和6年12月定例会に上程
- ①郡山市立公民館条例・・・・・・・・・・郡山市勤労青少年ホーム条例に規定する貸室、使用料等を追加
  - ②郡山市勤労青少年ホーム条例・・・・・・・・・・廃止
  - ③その他関係条例から「勤労青少年ホーム」に係る規定を削除

## 3 施行期日

2025（令和7）年4月1日